

ENEOS カード会員特約（'16.10.01 改定）

第 1 条（本特約）

- (1) 本特約は、第 2 条 (1) に定めるクレジットカード（以下「本カード」といいます。）の会員に対し「NICOS カード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合は、本特約が優先し適用されるものとします。
- (2) 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き会員規約上の定義によるものとします。
- (3) 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第 2 条（本カードの名称と入会方法）

- (1) 本カードは三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「当社」といいます。）と JX エネルギー株式会社（以下「甲」といいます。）との提携にもとづき、当社が発行する次のクレジットカードをいいます。

●ENEOS NICOS VISA カード

●ENEOS NICOS MasterCard

- (2) 入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、甲を通じて当社に入会を申込みものとします。
- (3) 当社が本カードの本人会員または家族会員として入会を認めた方を会員といます。

第 3 条（特典およびサービスの利用）

- (1) 会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- (2) 会員は、甲が提供する特典およびサービスを受ける場合、甲所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 4 条（甲の指定する店舗でのカードショッピングの支払金の支払方法）

*甲の指定する店舗の詳細については、甲のホームページ等にてご確認ください。

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法

甲の指定する店舗および甲の指定する ENEOS カード加盟店 SS を含む加盟店（以下「ENEOS カード加盟店」といいます。）でカードショッピングを利用する場合、カードショッピングの支払金の支払方法は、1 回払い、分割払い、ボーナス 1 回払いのうちからの指定（ただし、商品・権利・サービスによっては支払方法のうち一部が指定できない場合があります。）となります。

- (2) 締切日・支払日

甲の指定する店舗および ENEOS カード加盟店でのカードショッピングの利用代金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）からお支払いいただくことがあります。

- (3) 支払回数、支払期間、手数料率（実質年率）、分割払手数料等

甲の指定する店舗および ENEOS カード加盟店でカードショッピングを利用する場合の支払回数、支払期間、手数料率（実質年率）、分割払手数料は下記のとおりとなります。

支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	3回 (3ヵ月)	6回 (6ヵ月)	10回 (10ヵ月)	15回 (15ヵ月)	20回 (20ヵ月)	ボーナス1回 (1~3ヵ月)
手数料率 (実質年率) (%)	0	12.25	13.75	14.50	15.00	15.00	0
利用代金(現金価格) 100円あたりの分割 払手数料の額 (円)	0	2.04	4.08	6.80	10.20	13.60	0

(4) 支払方法の変更

甲の指定する店舗および ENEOS カード加盟店におけるカードショッピング利用代金の支払方法を会員規約第 24 条 (1) ④にもとづき変更する場合、支払金額については会員規約に定める締切日、分割払いの支払回数、分割払手数料 (率)、リボルビング払手数料 (率)、据置 1 回払いの手数を適用して当該変更にかかる再計算をします。ただし、当該利用代金について「ENEOS カードキャッシュバックシステム規定」にもとづきカードショッピング支払金請求時の値引が適用される利用代金については当該値引後の利用代金額を対象として計算します。

第 5 条 (「楽 Pay」) 特約会員が甲の指定する店舗で利用した場合の手数料の計算方法)

会員規約の「楽 Pay」(以下「本サービス」といいます。) 特約条項に定める特約会員が甲の指定する店舗および ENEOS カード加盟店でカードショッピングを利用した場合の本サービス利用の手数料は、毎月 27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) のお支払後の日々の本サービス利用にかかるカードショッピングの支払金の残高に対し、当社所定の手数料率 (実質年率 15.00%) を乗じ、毎月 27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) の翌日から翌月の 27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) までの期間の年 365 日とする日割計算により算出した額 (1 円未満の端数は切捨て) とします。ただし、本サービス利用にかかるカードショッピングの利用日から起算して最初に到来する締切日 (毎月末日) が属する月の翌月 27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) までの期間は手数料計算の対象としません。